

IX 埼玉県地域生活定着支援センター(令和4年度事業報告)

1. 令和4年度経営方針

業務に被疑者等支援業務が追加され、地域生活定着支援センターとして取り組むことになる。矯正施設、保護観察所、検察庁、弁護士会などの司法分野との連携はもちろん、対象者が地域で生活できるように、地域の福祉関係者との連携が大きな取り組みの課題となっている。対象者を地域で支援が必要な人として、地域が我が事として考えられるよう、そのために必要なアセスメントを行い、地域と協働していく。新型コロナウイルスの感染状況等を鑑み、遠方への出張などでは、特に感染防止対策に留意するとともに、感染症が支援に影響を及ぼさないように、細やかで丁寧な対応で業務にあたる。

埼玉県地域生活定着支援センターの業務内容は以下となっている。

- (1) 入所者(矯正施設)等に係る支援
 - ア 特別調整対象者に係る支援
 - イ 一般調整対象者に係る支援
- (2) 被疑者等支援業務
- (3) 相談支援業務
- (4) 関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等

2. 令和4年度取り組み

(1) 利用者支援 ※対象者の内訳は別紙1、1-2のとおり

◆具体的な取り組み内容 取り組み方法・手段	実 績
ア 特別調整対象者に係る業務 (ア) コーディネート <ol style="list-style-type: none"> ① 矯正施設内で面接、アセスメントを行い、出所後の支援の道筋を立てる。テレビ面接を活用する。 ② 各都道府県地域生活定着支援センター、保護観察所、矯正施設と連携する ③ 福祉、医療、帰宅先等の調整、諸手続きを進める。 ④ 必要に応じて、保護上移送の調整を行う。 ⑤ 新型コロナウイルスの感染状況等により、リモートによる面接、支援会議等を検討する。 (イ) フォローアップ <ol style="list-style-type: none"> ① 出所時の移送支援を行う。 ② 事業所と連携し、アドバイス、支援会議などを 	(ア) 左記のとおり対応した。今年度、特別調整対象者は36名、うち他センターからの依頼は34名だった。面接については、受入れ先候補となる事業所や、行政、地域の相談関係機関にも呼びかけ、実施している。遠方の場合や、関係者の希望に応じて、テレビ面接を活用した。出所に向けた諸手続きについても、他センターや矯正施設、保護観察所にも相談しながら対応した。保護上移送などは必要に応じて行ったが、実際には矯正側の事情等もあり、他センターと連携しながら対応した。受入れ先の検討や対象者の見立てについて、以前は定着が独自で行うことが多かったが、対象者の課題や問題を地域の事として捉えてもらうことを意識して、地域の関係機関へ一緒に考えてもらうよう相談した。 (イ) 左記のとおり対応した。(ア)の段階で、意識して地域を巻き込み、協働することで、出所後のフォローアップの役割分担がスムーズになっている。

<p>調整する。</p> <p>③ 単身生活の支援では、できるだけ地域の居宅支援を活用していくとともに、役割分担をしていく。</p> <p>④ 新型コロナウイルスの感染状況等により、リモートの活用、密にならない状況を心がける。</p>	<p>一方で、福祉サービスが利用できないケースや、なじまない特性のケースも増えており、福祉サービスにつながらずに自立準備ホームなどの一時的な宿泊所を利用するケースが増え、その後の生活場所の確保が難しくなっている。介護の不要な高齢者の単身生活は、住宅確保が難しいことや、福祉サービスの介入ができないことも多く、フォローアップの継続が課題になっている。</p>
<p>イ 一般調整対象者に係る業務</p> <p>(ア) 基本的な業務は、アに同じ。</p> <p>(イ) 保護観察所と協力し、地域の支援機関等と連携する。</p> <p>(ウ) 矯正施設が遠方などの場合は、各都道府県地域生活定着支援センターにも協力を依頼する。</p>	<p>(ア) 上記アと同様。今年度、一般調整の依頼は3名だった。</p> <p>(イ) 一般調整の場合は、自宅がある、家族がいることが多いので、家族との調整が必要になることが多い。家族にも支援が必要な場合も多いため、保護観察所と連携し、家族関係などの調整を行った。</p> <p>(ウ) 今年度は一般調整で、他県へ協力依頼を出すことはなかった。しかし、状況に応じて、一般調整からアの特別調整に変更し、他センターへ協力依頼を出してもらうよう相談した。</p>
<p>ウ 被疑者等支援業務</p> <p>(ア) 検察庁、保護観察所、福祉関係者等と協働し、被疑者等の福祉サービス利用や釈放後の地域における継続的な支援の調整を行う。</p> <p>① 保護観察所からの重点実施対象者の支援協力等依頼を受け、調整を開始し、勾留(身柄拘束)期間中に事前面談を行い、アセスメントをしつつ、保護観察所と帰住先等を調整する。</p> <p>② 釈放され、更生緊急保護の申請後、帰住先に同行、医療機関等との調整を行う。</p> <p>③ 更生緊急保護の宿泊施設等を利用する場合、引き続きアセスメント、健康把握、経済基盤の確認等を行い、その後の帰住先の調整、福祉サービス利用の調整等を行う。</p> <p>④ その後の支援については、1 特別調整対象者に係る業務(2)②～④と同じ。</p> <p>(イ) 業務にあたっては、検察庁、保護観察所、弁護士会等司法関係者と協議、連携していく。</p>	<p>(ア) 今年度、被疑者等支援業務の依頼は候補を含めて21名(左記①)、うち重点実施対象者となったのは13名(左記②)だった。依頼の初報が来てから、釈放までの期間が短いため、対象者への福祉サービス利用の動機づけが難しいこと、そもそも福祉の必要性についての見立てに福祉専門職が不在(少ない)ためと思われる。対象者の支援については、上記ア・イと同様だが、福祉サービス利用のための諸手続きの時間が短いため、自立準備ホームなど一時的な宿泊所の利用が多かった。</p> <p>(イ) 今年度、弁護士会との連携が業務に位置付けられた。検察庁、保護観察所、弁護士会、県、定着</p>

	との協議の場が必要であったが、保護観察所主催で1回は設けられたものの、今後の連携には課題が散見された。弁護士は被疑者との接点が多く、福祉の必要性についての気づきがあるため、その気づきを活かしていくとともに、司法サイドと連携していくことが必要である。弁護士会との連携に向けて、弁護士会の研修で事例を含めた事業説明を行った。
エ 相談業務 (ア) 電話等による相談については、随時受け付ける。 (イ) 福祉サービス等の利用に関する助言、その他必要な支援等を実施する。	(ア) 相談は随時受け付けた。また、訪問先で別のケースについての相談を受けることもあり、対象者だけでなく幅広く応じている。 (イ) 相談は対象者ではないことも多いが、まずは話を聞き、サービスの利用だけでなく、支援方法、対応方法についても一緒に考えるなど、丁寧に対応した。

(2) ネットワークづくり、人材育成

◆具体的な取り組み内容 取り組み方法・手段	実績
ア 地域福祉支援検討会業務 (ア) 合同支援会議を開催する。 (イ) 地域に理解を求めため、事例報告会等を開催する。	(ア) 地域での生活が始まる前、または始まった後には、関わった機関や今後関わる可能性のある機関等に呼びかけ、支援会議を開催した。支援会議の開催については、関わり当初は定着で呼びかけ、地域の関係機関へ引き継いでいくようにしている。 (イ) 事例報告会としての開催はしていないが、(ア)の機会や、次のイ・ウの機会において事例をもとにした内容を取り入れた。
イ 福祉事業者巡回開拓事業 (ア) 各地域の事業所への事業説明等を行う。 (イ) 新規受け入れ先を開拓する。	(ア) 様々な情報から、新規開所の事業所や、紹介を受けた事業所等には直接訪問し、パンフレットを配布、挨拶と事業説明を行った。 (イ) 今年度新規に受け入れて頂いたのは、8事業所となった。受入れ先については、地域の相談関係の事業所等と一緒に考える・探すことを大切に、定着独断で取り組むのではなく、地域も自ら探す、地域の事として捉えてもらうことを目指した。その結果として、受入れ先も広がり、地域と

	の協働による良好な関係が築けた。
ウ 地域福祉研修業務 地域、機関、団体等の講演会、研修会、勉強会への講師派遣	定着支援センター主催として、地域の関係機関に呼びかけ、東日本少年矯正医療・教育センターの見学、意見交換を2回実施した。他には、地域の関係団体へ出向き、定着支援センターの事業説明や事例報告を行った。今年度は福祉団体向けに2回、埼玉弁護士会で2回実施した。その他、地域団体からの要請で講師派遣を行った。
エ その他の会議、研修 (ア)全国地域生活定着支援センター協議会(全定協)の取り組みへの参加 (イ)関東・甲信越ブロック研修の実施、参加。 (ウ)関東・甲信越ブロックセンター長会議の参加 (エ)連絡協議会(保護観察所、川越少年刑務所、更生保護施設、埼玉県、さいたま市、さいたま地方検察庁、定着支援センター等)への参加 (オ)センター会議(埼玉県、さいたま保護観察所、定着支援センター)の実施 (カ)埼玉県地域生活定着支援センター運営推進委員会の実施、参加	(ア)6月に開催された総会に参加、その他記録システムの変更に伴う会議、法務省との協議等に参加した。全定協で受託している人材養成研修について、研修部会員として企画、調整等を行った。人材養成研修については、階層別の研修を開催、該当職員が参加した。 (イ)関東甲信越ブロック研修は、国の社会福祉推進事業であり、各都県から実行委員をだして企画、準備を行い、参加した。ホストは持ち回りでを行い、今年度は山梨県での開催となり、実行委員を派遣、参加についてはリモートで開催した。 (ウ)関東甲信越ブロックセンター長会議は、ブロック長である茨城定着の管理のもと開催、参加した。今年度は7月と1月に開催、参加した。 (エ)保護観察所が主催する連絡協議会に参加した。今年度は9月の開催、参加した。 (オ)ケース確認を中心としたセンター会議を、7月と3月に実施した。 (カ)運営推進委員会については、県社会福祉課長を委員長として、開催の事務、当日の報告、進行等を県と調整しながら行った。通常は年2回開催だったが、県との協議から、9月のみの開催となった。
オ 人材育成 (ア)全国地域生活定着支援センター協議会主催の研修に参加する。 (イ) その他業務等に必要研修に参加する。	(ア)全定協主催の人材養成研修について、該当する研修に参加した。 (イ)研修会等の情報を回覧、必要なものや各自が希望する研修会へ参加した。

(3) 危機管理

◆具体的な取り組み内容 取り組み方法・手段	実績
ア 携帯電話の管理 携帯電話が紛失した時は、遠隔データサービスで消去する。	紛失等のトラブルもなく、適切に管理できた。
イ 資料・PCの管理 各種資料やPCは施錠できるキャビネットにて保管するとともに、事務所の施錠を徹底する。	キャビネットへの保管、施錠について、適切に管理できた。個人情報の持ち出しについては、事業の特性上外部へ持ち出し、それをもとに事情を説明するなどするため、持ち出し時と返却時に、持ち出し簿への記入と確認を行った。
ウ データの持ち出し USB・PCの個人情報の持ち出しは原則禁止する。	USB、PCなどのデータの持ち出しはせず、適切に管理できた。
エ 安全運転管理 (ア) 車両点検、運行表の記入、安全運転を励行する。 (イ) 事業所内での運転者の酒気帯びの有無の確認を徹底する。(道交法改正に伴う)	(ア) 車両点検などは滞りなく実施した。安全運転の励行はしていたものの、物損事故が4回あった。事業所内で安全運転講習会の開催、個別の安全運転講習を受講し、安全運転への意識向上、適性把握に努めた。 (イ) 同行法に基づき、アルコールチェッカーを利用したの酒気帯び確認を実施した。

(4) その他

◆具体的な取り組み内容 取り組み方法・手段	実績
ア 感染予防対策の継続 マスクの着用、アルコール消毒の携帯、移動時の密を避ける工夫を行う。	引き続き実施できた。年度末に国の方向性は変化した。が、近距離での支援が多いため、当面はマスクの着用を継続している。
イ ICTの活用 対面での支援を重視するため、対人援助ではない場面でのICTの活用を検討する。(啓発のための研修会など)	研修への参加については、リモートを活用した。主催研修については、今期は矯正施設見学としたため、ICTの活用には至らなかった。 一方で、全定協として記録システムの変更、情報のクラウド化などが進められているため、対応している。

実施報告書

1 コーディネート業務(特別調整対象者)

開始件数 (A)	
保護観察所からの依頼によるもの	2 人
他のセンターからの依頼によるもの	34 人
令和 3 年度からの継続	14 人
合 計 (※1)	50 人
終了件数 (B)	
矯正施設から退所し受入先に帰住したもの(※2)	30 人
その他	6 人
合 計	36 人
支援継続中 (A)－(B)	14 人

(※1) 高齢者(65 歳以上), 障害者の内訳

高齢者(障害者を除く。)	8 人
障害を有する高齢者	9 人
障害者(高齢者を除く)	38 人

(※2) 受入先別内訳

更生保護施設	0 人
救護施設	0 人
自立準備ホーム	6 人
障害者グループホーム	17 人
サービス付き高齢者向け住宅	2 人
有料老人ホーム	1 人
病院	1 人
自宅・アパート	6 人
その他	7 人

(注) 適宜, 行を追加して記載すること。

2 コーディネート業務(一般調整対象者)

開始件数 (A)	
保護観察所からの依頼によるもの	3 人
他のセンターからの依頼によるもの	0 人
令和 3 年度からの継続	2 人
合 計	5 人
終了件数 (B)	
矯正施設から退所し引受人のもとに帰住したもの	4 人
その他	0 人
合 計	4 人
支援継続中 (A)－(B)	1 人

3 フォローアップ業務

令和4年度開始件数 (A)	32 人
令和 3 年度からの継続 (B)	74 人
終了件数 (C)	26 人
支援継続中 (A)＋(B)－(C)	80 人

4 相談支援業務

開始件数 (A)	
コーディネート業務からの継続	0 人
その他	8 人
令和3年度からの継続	14 人
合 計	22 人
終了件数 (B)	10 人
支援継続中 (A)－(B)	12 人

6

5 被疑者等支援業務

開始件数(A)	
保護観察所からの依頼によるもの	17人
他のセンターからの依頼によるもの	2人
令和3年度からの継続	2人
合計(※1)	21人
終了件数(B)	
重点実施候補者等	5人
重点実施対象者等(※2)	13人
合計	18人

(※1) 高齢者(65歳以上), 障害者の内訳

高齢者(障害者を除く。)	13人
障害を有する高齢者	2人
障害者(高齢者を除く)	6人

(※2) 支援終了時点での受入先別内訳

更生保護施設	0人
自立準備ホーム	4人
自宅・アパート等	8人
認知症対応型グループホーム	1人
	人
	人

(注) 適宜, 行を追加して記載すること。